

【第 5 号議案】

日本司法福祉学会の規約改正

日本司法福祉学会規約第 13 条（任期）を以下のとおり改正する。

第 13 条（任期）

1. 役員の任期は 3 年とする。役員に欠員が生じたときは、その後任者を新たに選任する。その場合の後任者の任期は前任者の残任期とする。
2. 役員の再任を妨げないが、連続して 2 期までとする。ただし、役員の任期終了から 3 年を経過すれば、再度の役員就任は可能とする。

〔付則〕

本規約は 2020 年 11 月 1 日から改正施行する。

*改正前の条文

第 13 条（任期）

役員の任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、その後任者を新たに選任する。その場合の後任者の任期は前任者の残任期とする。

〔改正の理由〕

1. 再任は何度まで認められるのかが明確に定められていないが、これまで「連続 2 期」と解釈してきたので、それを明確にする。
2. 若い会員が理事に就任することも増えてきて、経験を積んだ後に会長としての再度の役員就任の必要性が認められる場合もある。そこで、役員を 2 期経験した後に、一定期間を経過すれば、再度の役員就任を可能とする規定を置くことが相当である